コロナで保育園休園 “有給なくなる”親たちの悲鳴

2021年8月25日

WEBリポート # 新型コロナウイルス # 子育て

「保育園がコロナで休園になった。20日以上あった有給はどこに消えたんだ！」

SNSに投稿されている親たちの叫びです。新型コロナ第5波の感染急拡大では、子どもたちへの感染の広がりが深刻になっています。臨時休園になる保育園も急増。新型コロナウイルスの感染で全面休園している保育園は、全国で165園と前の月の4倍のペースで急増しています（8月19日現在）。

保育園に子どもを預けられず、有給休暇を費やして休園期間を乗り切るしかない、という人が続出している中で迎える2学期。突然の休校や休園は、子育て中の私にとっても他人事でありません。休園に対応した親たちに話を聞いてみると、切実な状況が見えてきました。

（首都圏局／ディレクター 熊谷百合子）

みなさんの体験やご意見をお寄せください。こちらから投稿できます。

出勤間際のメール 「きょうから臨時休園」

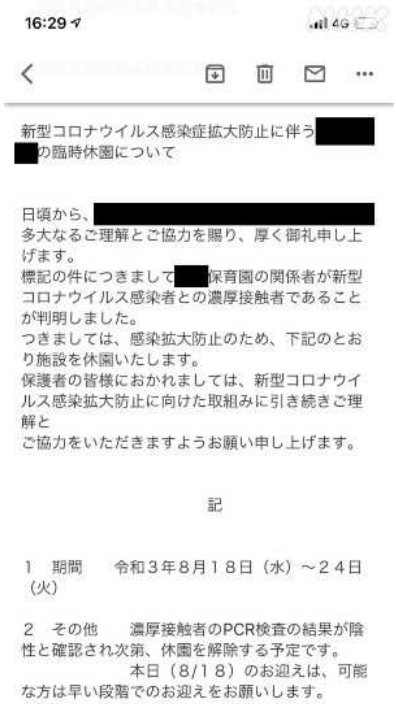
16:29

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う[redacted]の臨時休園について

日頃から、[redacted]
多大なるご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
標記の件につきまして[redacted]保育園の関係者が新型コロナウイルス感染者との濃厚接触者であることが判明しました。
つきましては、感染拡大防止のため、下記のとおり施設を休園いたします。
保護者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた取組みに引き続きご理解と
ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

記

1 期間 令和３年８月１８日（水）～２４日（火）

2 その他 濃厚接触者のPCR検査の結果が陰性と確認され次第、休園を解除する予定です。
本日（8/18）のお迎えは、可能な方は早い段階でのお迎えをお願いします。

保育園の関係者が新型コロナウイルス陽性反応者であることが判明しました。
感染拡大防止のため、施設を休園致します。

8月18日の朝、首都圏で暮らすAさん（30代）のもとに届いたメールです。2人の子どもが通う保育園の関係者から陽性者が出て、休園期間は1週間に及ぶという知らせでした。子どもたちを保育園に登園させて、出勤しようとしていた最中に届いた突然の知らせに、Aさんはがく然としました。

Aさん

「正直、『またか』と思いました。実は、保育園が臨時休園になるのは、これが2回目なんです。子どもの急な発病や余暇のために残しておきたい年次有給休暇を使って仕事を休まなくてはならないので、やりきれない気持ちになりました」

子どもたちが通う保育園では、今年6月にも新型コロナの感染者が出て、2週間の臨時休園となりました。そのときも、Aさんは年次有給休暇（いわゆる勤労休暇）を10日間取得して対応に当たりました。
子どもは濃厚接触者としてPCR検査を受けました。結果は陰性でしたが、2週間の健康観察が必要とされ、元気でも自宅待機を余儀なくされました。
Aさん自身も感染していないので、職場の傷病休暇を利用することができなかったと言います。

そして、今回2度目の臨時休園。
“感染した保育園の関係者”というのは、保育士の家族なのか？それとも子どもの親なのか？さまざまな疑念がよぎりましたが、保育園からは、プライバシーの配慮からメールの文面にあった以上のことは教えてもらえず、子どもが濃厚接触の場合のみ、保健所から連絡が入るとメールで伝えられました。

Aさんは上司に連絡し、保育園の休園期間は、年次有給休暇を5日間取得して仕事を休むと伝えました。
するとその翌日、保育園から休園期間の延長が告げられます。

> ✉
> 濃厚接触者と判定されていた施設関係者のPCR検査の結果、陽性が確認されました。
> つきましては、下記のとおり施設の休園期間を延長致します。
> 休園期間　令和3年8月18日（水）～31日（火）

有給はあと4日

当初の予定よりもさらに1週間、休園期間が延びたことで、Aさんは今回も10日間の年次有給休暇を費やすことになりました。
中小企業で正社員として働くAさんが、職場から付与されている年次有給休暇は40日。その半分に当たる20日間が、保育園の休園対応に充てられることになりました。

夫と幼い2人の子どもとの4人暮らしのAさん。夫婦はどちらも地方出身で、自宅の近くにはいざというときに頼れる祖父母や親族はいません。
子どもは2人とも熱性けいれんを起こしやすく、急な発熱があれば1週間近く保育園を休むこともあります。今年は、乳幼児を中心にRSウイルスが大流行していることもあり、年次有給休暇はここぞというときのために残しておきたいと考えていました。しかし、Aさんの手持ちの年次有給休暇はあと4日しかありません。

Aさん
「子どもの予防接種とか、体調不良でこれまでにも休んでいたので、気づいたらもう4日しか残っていませんでした。子育て中のお母さんなら誰もがそうだと思いますが、急な発熱呼び出しのために使わずにとっておきたいのが年次有給休暇。それを年度前半でわが子が陽性者でもないのに20日間も使ってしまいました。子どもたちもまだ小さいですし、微熱を出すこともしょっちゅうなのに、コロナの対応だけで一気に年次有給休暇が削られて、心細いです」

“コロナ特別休暇” なぜ使えない？

本来であれば、家族との旅行や帰省など、余暇のために労働者が取得したいタイミングで使うはずの年次有給休暇が、新型コロナウイルスによる突然の保育園の休園に使われている実態。こうした事態に対応する国の制度を調べてみると、昨年度は年次有給休暇を使わずに、“コロナ特別休暇”で仕事を休むことのできる制度が整えられていました。

SNS上にはこんなつぶやきが。

> 「**小学校休業等対応助成金**があったころは良かったなぁ」

「小学校休業等対応助成金」とは、昨年4月の全国一斉休校の際に仕事を休まざるを得なくなった保護者のために設けられた助成制度です。
労働基準法上の年次有給休暇とは別に、いわば“コロナ特別休暇”を付与するものでした。賃金の全額を支払った企業には1人1日あたり1万5000円を上限に助成金が支給されました。正規・非正規に関係なく利用でき、企業にとっても子育て世帯の雇用を維持しやすい制度設計で、1719億円の予算が確保されました。

しかし、その制度は今年3月で終了。4月以降の今年度は、利用することができません。その理由を厚生労働省の担当部局に聞きました。

厚生労働省 職業生活両立課

「『小学校休業等対応助成金』は昨年度、政府の要請での一斉休校に対応して作られた制度です。現在は政府の要請で休校しているわけではなく、数日単位での休校・休園や学級閉鎖などの対応がとられているため、今年度は運用していません。その代わりに後継の制度があり、別のかたちで助成支援をしています」

後継の制度として運用されているのが「両立支援等助成金（コロナ特例）」です。

	昨年度「小学校休業等対応助成金」	今年4月～「両立支援等助成金」（コロナ特例）
助成額 （日数制限なし）	1人1日あたり1万5千円上限	一律5万円を1回のみ支給
人数の制限	事業主あたりの人数制限なし	1事業主につき10人まで（上限50万円）
予算	1,719億円	他の支援制度も含め113億円 （男性の育児休業取得・介護離職防止など）

この新制度でも、新型コロナによる休園や休校により仕事を休む保護者は、特別有給休暇を取得することができます。企業に対しても助成金が支払われますが、その規模は小さいため使いづらいという声が上がっています。
Aさんの勤め先がこの制度を導入した場合、Aさんのコロナ特別休暇の補償の対象となるのは20日間。1日あたりの賃金全額が1万5千円の場合30万円を支給する必要がありますが、企業に助成されるのは5万円で、残り25万円は企業の負担となります。Aさんの職場では新制度は導入されていません。

保育園休園中のリモートワークは“地獄”

新制度を導入する企業が限られているなか、年次有給休暇をなるべく使いたくないと考える保護者の中には、リモートワークを選んで休園期間をしのごうとする人も少なくありません。都内在住のBさん（30代）は、仕事の繁忙期に突然保育園が休園になってしまったため、在宅勤務で業務にあたりました。

Bさん

「子どももまだ小さいですし、これから冬にかけてインフルエンザや急な発熱で仕事を休まなければならないことを考えると、上半期の今のタイミングで、年次有給休暇を浪費したくありませんでした。職場の上司は、大変だったら仕事を休んでもいいと言ってくれたのですが、仕事を休んでも結局、自分の業務がたまっていってしまうだけなので、在宅勤務をすることにしました」

しかし、小さな子どもを見ながらの勤務には限界があったと言います。3歳の子どもから目を離して仕事をすることは難しく、日中のほとんどの時間を子どもの世話に費やしました。

仕事の遅れを挽回するために、遅い日では深夜1時、2時まで仕事をしたというBさん。睡眠時間は4時間ほどしか確保できませんでした。それでも、日中に仕事ができないのは自己都合とわりきり、事実上のサービス残業で深夜の時間帯に働いていました。

Bさん

「本音で言うと、休みやすい環境にしてほしい、という気持ちが強いです。職場では休んでいいよ、とは言われますけど、職場の同僚たちにしわ寄せがいくことを考えると、休みづらいという面もあります。小さな子どもがいて、コロナの感染拡大で保育園が利用できないことが、どれだけ大変なのか、当事者にならないとわかってもらえない部分もあるのかなとは思います」

子どもの感染急拡大の今こそ 親が安心して休める支援を

今年4月以降、「仕事を休みづらくなった」という子育て中の人たちの声が数多く寄せられているのが、労働相談などを受け付けている首都圏青年ユニオンです。保育園の休園の影響は非正規雇用の人たちにとってはさらに深刻なものになっています。

「派遣社員なので、私や子どもが感染したらおそらく切られます」

「休むと査定に響く契約社員です。感染者および濃厚接触にならないかぎり、補償はなく通常欠勤。せめてワクチンを全員が接種するまでは補償を続けてほしい」

「制度があったところで『お前は所詮パート』のような扱いで、休めるが完全無給」

「今の制度は、会社が申請しているため、実際は休みをもらえていないケースがあることを知ってほしい。シングルマザーは解雇を恐れて従わざるをえない。有給はとっくになくなり、無給で休んでいる」

首都圏青年ユニオンでは、今年6月、今年度に入ってからのコロナ禍での子育てと働き方についてアンケートを実施し、242人から回答を集めました。そのうち非正規雇用の人は80人。休園時の対応として「年次有給休暇を使った」「休んだが無給だった」と答えた人が半数を超えました。

ユニオンはアンケートの結果を厚生労働省に提出し、今年3月末で打ち切られた小学校休業等対応助成金を延長するよう要望しましたが、厚生労働省は、制度の延長は考えていないと回答しました。

アンケートの監修に関わり、非正規雇用の女性労働者の生活困窮などの実態を調査してきた名城大学経済学部准教授の蓑輪明子さんは、デルタ株のまん延で子どもへの感染が広がるなか、仕事との両立に困窮する子育て世帯が増えることを警戒しています。

蓑輪さん
「これから夏休みが終わって学校が再開すると、休校や学級閉鎖の対応に追われる保護者がさらに増えることは容易に予想がつきます。休校や休園になると、濃厚接触者でなくても1週間から2週間、子どもは家で過ごさなくてはならなくなり、濃厚接触者の中には自粛期間中にPCR検査を受けて陽性反応が出て、更に2週間の隔離期間が必要になる人もいます。結果として1か月近く仕事を休まざるを得ない事態に直面する子育て世帯がこれまで以上に増えるリスクがあります」

そのうえで、休園や休校に対応する子育て世帯の親が、不利益な扱いを受けずに休暇がとれるよう、国が企業に働きかけるとともに、休暇期間中の所得をきちんと補償するため、昨年度末で打ち切られた「小学校休業等対応助成金」の制度を今年度も実施すべきだと指摘します。

蓑輪さん
「医療関係者が災害級の感染レベルと警鐘を鳴らすいまの感染状況は、政府が全国一斉の休校を要請した昨年4月と比べものになりません。この状況で、補償内容が脆弱な「両立支援等助成金（コロナ特例）」しか使える制度がないとなると、子育て世代の多くの労働者が苦境に立たされ、特に立場の弱い非正規社員は窮地に追い込まれます。感染状況がより深刻な今、「小学校休業等対応助成金」の制度を復活させることを国は検討するべきだと考えます」

取材後記

突然の保育園休園に翻弄される親のなかには、休園期間中に子どもがコロナに感染し、1か月近く保育園に通えなかったというケースも出ています。新型コロナによりやむを得ず仕事に行けない親が、年次有給休暇の取得やリモートワークで保育園に行けない子どもの面倒をみるのは、子育て世帯の親にとって負担が大きいです。非正規雇用で休むと欠勤扱いになり、家計にダメージを受ける世帯も少なくありません。共働き世帯でも、母親側が仕事を休んで休園対応に追われていて、翻弄される親≒母親、という構図も見受けられました。
災害レベルと言われる感染状況が続くいま、子育て世帯が安心して仕事と育児の両立をはかることができるよう、制度の見直しを考えてほしいと強く思いました。

●相談窓口はこちら
首都圏青年ユニオン
https://www.seinen-u.org/
日本労働弁護団　新型コロナウイルス労働問題ホットライン
http://roudou-bengodan.org/covid_19/

関連のページ

立憲民主党様

小学校休校・保育園休園などの際の働く保護者への補償制度について
親の会から出ている意見をまとめさせて頂きました。
どうぞ宜しくお願い致します。

①雇用形態や企業規模に関わらず補償して下さい
②臨時休校・休園、登園自粛要請、濃厚接触、子のコロナの可能性のある体調不良での出席停止の他に、オンライン授業となった場合や分散登校の場合も対象として下さい。
③個人申請の際には、企業が申請協力を拒めない様な対策をお願いします。
④両立支援等助成金の様に、人数制限などを設けないで頂きたいです。
⑤小学校休業等対応助成金が事実上打ち切られていた期間についても、遡って申請できる様にして頂きたいです。
2021 年 4 月〜9 月 1 日現在、臨時休園などの際に有給を使って対応している場合も遡って振り返られるようにして下さい。

※①2021 年 3 月の小学校休業等対応助成金の個人申請化の際には大企業勤務者が対象外となり、同じ状況でありながら休業補償が受けられませんでした。
※②1 日単位だけでなく時間単位でも申請が出来る様にして頂きたいです。
※③小学校休業等対応助成金の企業申請でも、2021 年春の個人申請の際にも、制度の利用を強く拒む企業が少なくないことが分かっています。企業への、義務化のような強い周知が必要です。

・・・・・・・・・・・・・

働く保護者の声
●申請に雇用契約書とタイムカードの履歴や給与明細は必要だとして、
あとは子供が通っている園や学校、地域の自治体に実際に休園休校があったかは労働局で確認出来ると思いますので、それで済むのではないかと思いました。
●会社を通しての個人申請はなかなか難しい部分があります。
私自身前回は会社と激論の末個人申請していいと許可をいただきましたが次は金輪際そういった制度は使わないと言われました。会社がそういう方針だから働いて稼げと…。前回の助成金も会社から許可がもらえず本来助成金がもらえるはずだったのに申請できなかった方沢山いるのではないでしょうか。そういった観点から今以上に申請しやすいものができたらなと思います。
●個人申請に付随して、もちろん助成金は労働局から直接個人の口座へ振込みして欲しいです。企業へまず支払って･･･というのははトラブルの原因になりかねないのでそれはやめて欲しいです。
●会社を挟まないでほしい、というのが、関わる人全てが望んでいることです。
去年、保育園からも言われました。
小学校休業等対応助成金が個人申請できる制度だったら何の問題もなかったのに、と。
●個人申請といいつつ結局企業に確認作業が入るとか、書類も一部企業に書いてもらわないといけない（最悪なくても申請出来たと思いますが…）という部分も、そもそも企業が協力してくれない・申請してくれないという流れがある点を考慮して改善して欲しいと思います。
雇用契約書とタイムカードの履歴と給与明細で対応可能にしてもらえるなどでしょうか。
企業に掛け合わなければならない点は心的負担も大きかったです。
人事の方が労働局からの問い合わせに、申請者に不利になる嘘の証言をしたりして、コロナ以前はみんなの為に尽くしてくれる人だと思ってたのに…ということなどもありました。
それでも支給されたのは私の審査の担当者と直接電話で何度も話せたラッキーな状況によるものも大きかったと思います。
同じ状況で電話しなかった・出来なかったら不支給になってる可能性もあったと思い、憶測混じりで恐縮ですが、審査の公平さも求めたいです。
●個人申請でも満額支給して頂きたいです。

小学校休業等対応助成金の個人申請を求める親の会　　沖田麻理子

休校時の保護者支援「個人申請」可能に　厚労省が見直し

新型コロナウイルス

山本恭介　2021年8月31日 20時10分

厚生労働省＝東京・霞が関

新学期を迎えるなかで、コロナ禍による休校で仕事を休まざるを得なくなった家計を支援するため、厚生労働省 は31日、保護者個人でも申請できる助成金制度を整える方針を決めた。既存の制度は会社が申請する仕組みで使われにくく、見直しが求められていた。

突然の休園・休校、また子守しつつ在宅？　会社と交渉どうする →

デルタ株による感染の急拡大で、児童、教職員らの感染による 夏休み 延長や休校の増加が心配されている。すでにある「両立支援等助成金」の制度も保護者の支援が目的だが、申請できるのは会社だけ。会社が通常の有給休暇とは別に、臨時休校 で仕事を休む保護者に有休を与える制度を用意しているなどの要件を満たせば保護者1人あたり5万円、最大で10人分までの助成を受けられる。

だが利用は少ないとみられ、労働者支援団体や野党が保護者個人で申請できない点を問題視していた。

新制度について、厚労省 は今年3月末に打ち切った「小学校休業等対応助成金」の枠組みを活用する方向だ。臨時休校 などで仕事を休んだ保護者の賃金の一定割合を補う制度で、保護者個人が申請できた。助成額や対象期間などの詳細はこれから詰める。

小学校休業等対応助成金も、昨春の全国 一斉休校 時に整備された当初は、会社だけが申請を認められていた。だが、働き手などから「利用できない」との批判が出て、個人申請も可能にした経緯がある。その後、臨時休校も減ったため、今年4月から両立支援等助成金に 衣替え していた。（山本恭介）

【スタンダードコースへの乗り換えキャンペーン実施中！】
追加料金なしで全記事読み放題／スクラップも使える新コースを体験！9/7まで

新型コロナ情報
こちらで読めます＞

新型コロナウイルス最新情報 →

最新ニュースや感染状況、地域別ニュース、予防方法などの生活情報はこちらから。[**記事一覧へ**]

朝日新聞デジタルに掲載の記事・写真の無断転載を禁じます。すべての内容は日本の著作権法並びに国際条約により保護されています。

カクテル療法の重症化率１・３％　大阪の病院

2021/8/31 19:42 ライフ

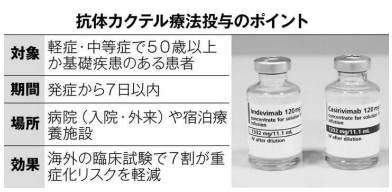

抗体カクテル療法投与のポイント

新型コロナウイルスの感染拡大で医療体制が逼迫(ひっぱく)する中、患者の重症化を防ぐ切り札とされる治療法「抗体カクテル療法」に期待が寄せられている。中等症専門の大阪市立十三市民病院（同市淀川区）では７月末の導入後、１カ月間に投与した７８人のうち重症化したのはわずか１人。投与が遅れると効果が低下する課題もあるが、西口幸雄院長は「早く治療すれば助かる命がある」と力を込める。（小泉一敏）

抗体カクテル療法は、「カシリビマブ」と「イムデビマブ」の２つの中和抗体を組み合わせた点滴薬を投与。軽症段階から使える国内初の新型コロナ治療薬となる。

同病院では７月２９日から導入。８月３０日までに２０～９０代の７８人に投与したところ、その後に重症化したのは１人だけで、重症化率は約１・３％だった。投与しない場合の重症化率は５％程度とされており、明らかに高い効果が表れているという。西口院長は「これまで軽症者の薬は特になかった。何もできず指をくわえていたが、いい薬ができた」と手応えを口にする。

投与後は倦怠(けんたい)感や肺炎の症状が治まり、解熱剤ほどの即効性はないものの、ウイルスの減少に合わせて２、３日で熱が下がるなど症状の改善がみられる。

薬の扱いやすさも評価する。２つの抗体の解凍から混合、点滴の針を打つまでが２０分強で、点滴を始めて約３０分で終了。通常の医療の点滴とほぼ同じ作業でもあり、医療従事者にとって難易度は低いという。

西口院長は「一般的なワクチンは患者自身の体内に抗体を作らせるが、（抗体カクテル療法は）抗体を直接体内に入れる。原始的な方法だが分かりやすく、効果もある」と説明する。

一方で課題もある。発症から原則７日以内の投与が求められ、遅れると効果が低下するとされる。同病院では７日目に投与した７人のうち、３人の症状が一時的に悪化。重症化した１人は６日目の投与だったといい、「発症して日が浅く、ウイルス量が少ないときに投与しなければ効果がない」とする。

同病院では現在、患者に抵抗力のある若い世代が増えたほか、抗体カクテル療法を対象者に積極的に投与していることもあり、７月以降の平均入院期間は８・６日で、感染「第４波」（３～６月）の１２・５日から大幅に短縮。整備する７０床のうち使用しているのは４０床弱だが、市の方針を受け９月１日から９０床に拡充し、さらなる感染拡大に備える。

西口院長は「患者はいきなり症状が悪くなるケースもあるが、みな軽症や中等症を通ってくる。センターのようなものを設置して軽症・中等症者を早く確認し、抗体カクテル療法で治療することができないか」と提言する。

2021 年 8 月 26 日

現在の新型コロナウイルス感染流行下での学校活動について

公益社団法人　日本小児科学会
公益社団法人　日本小児科医会

新型コロナウイルス感染症の流行第 5 波は感染性がより高いデルタ株が主流となっており、成人にも子どもにも陽性者が急増し、特に子どもの増加率が高くなっています[1)]。現在の状況から、2 学期の学校での感染者の増加が強く懸念されます。子どもたちの学校生活の確保は極めて重要ですが、感染爆発段階の地域では、社会活動の強度な制限と同様、学校活動にも安全や感染対策の観点から、これまで以上の活動制限が求められる状況です。

２学期の学校再開について

現時点でこれからの感染状況を正確に予測することは困難ですが、2 学期の学校再開については、全国一律の一斉休校を行うのではなく、それぞれの地域の感染状況に合わせて、やむを得ない場合には休校や学級閉鎖や分散登校などを考慮する必要があります。行政には、教育委員会や学校設置者等がそうした判断を行う際の具体的な基準やその期間の適切な目安を提示するとともに、日本学校保健会が運営する「学校等欠席者・感染症情報システム」により地域の発生状況をリアルタイムに把握し、データを関係機関が利用できる環境を整備する役割があると考えます。また、残念ながら感染が生じた場合でも、関係者・患者家族等が誹謗中傷やいじめなどを受けることがない社会にしなくてはなりません。

学校内外での効果的な感染対策について

学校活動を維持することは、子どもの健全な発育のためにも最も重要な優先事項です。学校の現場においては、引き続き効果的な感染対策（例えば不織布マスクの着用や教室の十分な換気）を徹底する必要があると考えます。さらに、子どもの感染対策の観点では文部科学省が所管する学校での対応に加えて、学校での感染対策に準拠した学習塾（経済産業省）や学童保育（厚生労働省）等校外での感染対策の徹底も極めて重要です。また、学校や学習塾、学童保育の教職員等には、子どもの最善の利益のために、積極的なワクチンの接種をご検討ください。

小学生とその養育者への対応

もし休校などの措置がなされたとしても、子どもの行き場所や養育者を確保できるように、十分な配慮と準備が必要です。例えば、休校により子どもの養育のために仕事を休まざるを得ない保護者もいますので、職場等においてそうした方への理解と支援が必要となります。休校は子どもの生活を大きく変え、心身にさまざまな影響を与えうる措置です。きめ細やかな対応をしてこの状況を乗り越える必要があります。

中学校・高等学校の対応について

10 代になるとウイルスの感染性が成人に近いことが示されており、中学校・高等学校には、小学校よりも強い感染対策が必要と考えられます。特に高等学校では、リモート教育の積極的な活用が望まれます。また、課外活動でのクラスター発生が報告されており、流行状況を考慮した制限も必要と思われます。

感染症対策物資の確保について

不織布マスクは感染予防に重要な役割を果たします。使用量が多いことより家庭の経済的負担軽減のため子ども用マスクの無償提供を考慮すべきと考えます。また、今後感染拡大に伴い、外来等で使用する新型コロナウイルス抗原迅速検査キットの需要が増すことが予測されますので、国主導で十分量を確保すべきと考えます。

デルタ株による子どもの陽性者の急増に伴い、非常に頻度が低いとしても重症化する患者や、重症でなくても入院が必要となる患者の増加への対策が極めて重要です。子どもの陽性者が今後もさらに増加した場合には、地域での子どもの入院医療調整に必要な連携体制を強化するとともに、例えば電話やオンライン診療などの自宅療養している小児患者を支援する制度を急ぎ整備して、子どもたちの生命を守ることが必要となります。

参考文献　1）厚生労働省第 48 回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード（令和 3 年 8 月 18 日開催）鈴木基先生提出資料
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00294.html

Microsoft 教育委員会ご担当者必見 無料 オンライン セミナー
9月3日 開催
クラウドで実現する
GIGA スクールの先を見据えた働き方と学び方
いま、知ってほしい 教育情報セキュリティ ポリシー ガイドラインを徹底解説
詳細はこちら

教育行政 ／ その他

2021.8.25 Wed 14:20

【独自調査】新学期の教員ワクチン接種率は約6割、行政主導の対応求める声目立つ

リシードは2021年8月20日から25日までの期間、先生を対象に「【緊急調査】先生のワクチン接種状況と夏休み明けの対応」を実施した。

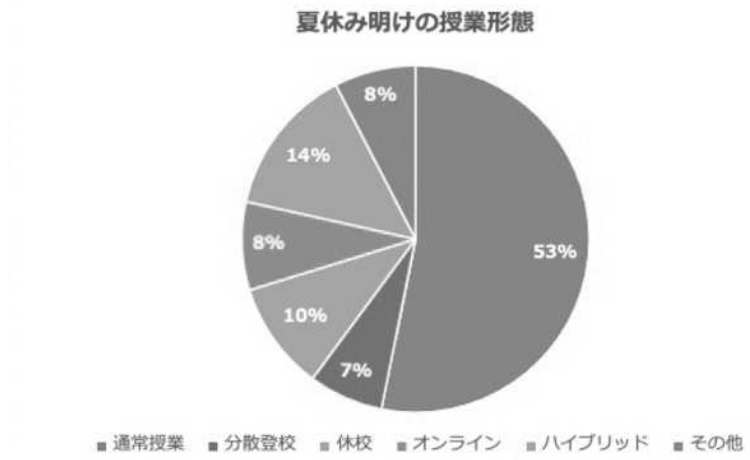

間もなく全国で夏休みが終了する。新型コロナウイルス感染が拡大し、子供の感染も心配される中、萩生田文部科学大臣は2021年8月20日の記者会見で、「全国一斉の臨時休校は考えていない」考えを述べた。感染拡大した際の対応は自治体や学校に委ねられ、夏季休業の延長やオンライン授業、分散登校などの発表が相次いでいるが、現場の先生方はどのように考えているのだろうか。

シェア ツイート

学校のコロナ対策（文部科学省・教育委員会等）

ICT活用した学習指導、チェックリストと実践事例…
コロナ対応ガイドライン策定、休校の判断等…文科省
教員免許更新制・休校ガイドライン…先週の教育業…

編集部にメッセージを送る

リシードは、教員を対象に「【緊急調査】先生のワクチン接種状況と夏休み明けの対応」を実施した。「夏休み明けの授業形態」「先生方のワクチン接種状況」に加え「東京パラリンピックの学校連携観戦」に対する考えも聞いた。

編集部ピックアップ

平井聡一郎先生と語る、教室の今と近未来

保護者からのクレーム対応 Q&A（鈴木邦明先生）

宿題改革ー生徒の学びを主体化するサービスとは

長時間PC使用の強い味方、BenQのアイケアモニター

250年におよぶ知識の集積が探究や協働学習を支援、ブリタニカのデジタル教材

「夏休み明けの授業形態」については、**「通常授業」が53%でもっとも多く、オンラインと通常授業や分散登校等の「ハイブリッド」が14%でこれに続く**。「休校」と回答した教員は10%だった。

ハイブリッドも含み「オンライン」と回答した教員は22%で、GIGAスクール構想で配備された学習者用情報端末の活用が、少しずつ進んでいるようすがうかがえる。一方で、「オンラインはシステムが整っていないのでできない」「1人1台端末は実現できていないレベル」といったコメントも見受けられた。

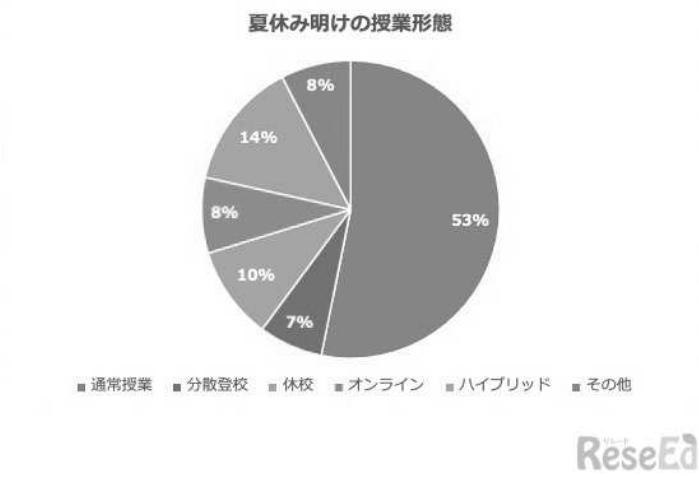

教員のワクチン接種率は全国平均を上回る

政府が8月24日に発表した新型コロナワクチンの摂取状況によると、国内での2回接種完了者は41.3%となっている（8月23日までの集計で、職域接種に関しては8月15日まで）。「先生方のワクチン接種状況」はどうだろうか。**「2回接種済み」は48%で全国平均を上回り、「夏休み中に2回目接種予定」（14%）を加えると6割以上が夏休み明けまでに2回の接種を終える予定**であることがわかった。さらに13%が「9月までに2回接種予定」としている。

年代別に見ていくと、20代25%、30代50%、40代59%、50代83%、60代78%が「2回接種済み」もしくは「夏休み中に2回目接種予定」と回答。50代の教員で接種が進んでいることがわかる結果となった。

「接種予定だが時期は未定」「接種予定なし」とした教員の中には「ワクチンの職域接種に申し込むチャンスがあったが、研修等が重なり、申し込まなかった」「接種したくても、予約がとれない」というコメントもあった。ワクチン接種は強制ではなく、本人の意思に基づき実施されるものであるが、希望者全員が接種できる環境の整備が望まれる。

TDX ラジオ Teacher's「Shift」～新しい学びと先生の働き方改革～
遠隔授業（オンライン授業）
入試関連・最新情報
GIGAスクール構想

最新ニュース
AI型教材「Qubena」休校・分散登校時活用セミナー9月
女性教員の割合、中学・高校・大学で過去最高
ICT活用した学習指導、チェックリストと実践事例公開…文科省

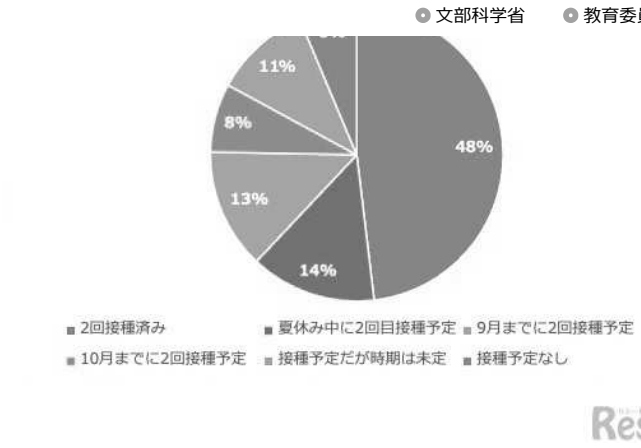

パラ学校観戦には反対多数

8月24日に開幕した東京パラリンピックでは、競技会場のある東京都、千葉県、埼玉県の3都県の幼稚園や小中高校の子供たちに観戦機会を提供する「学校連携観戦プログラム」が用意されている。感染拡大から辞退が相次いでいるが、観戦リスクと教育価値の観点から、難しい判断が迫られた。本調査では、教員個人の考えとしては「反対」80%、「賛成」10%という結果であった。

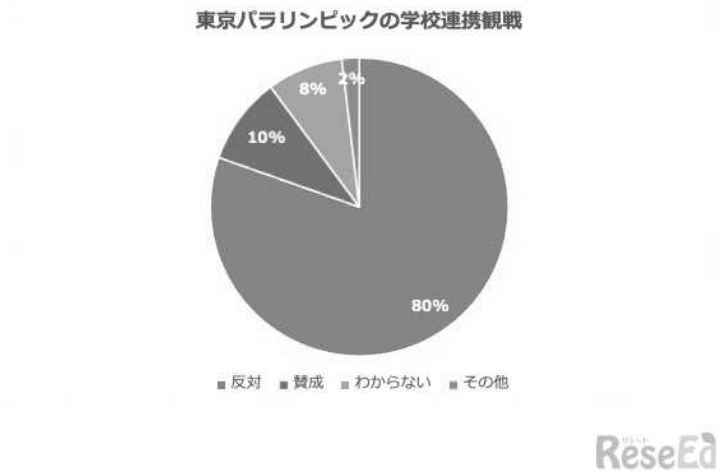

行政主導の対応求める声多数

「学校のコロナ対策」としては、「教員ができることには限界がある」「判断が学校任せになっている。学校間で対応がまちまちで対応に苦慮している」「学校・教育委員会ごとの差異が激しく、混乱させられている」「文科省や教育委員会からは学びの機会の保証の一点張りで、児童生徒の健康を守るという観点がない」等、学校ごとに異なる対応への不安や、行政主導の対応を望む声が目立った。さらに、感染力が高いとされるデルタ株への不安の声も多く、「ワクチン接種を学校も行えるようになると良い」という意見もあった。

調査は、リシード読者を対象に2021年8月20日から25日正午までWeb上で実施し、有効回答数は158人。内訳は20代12人（8%）、30代30人（19%）、40代66人（42%）、50代41人（26%）、60代9人（6%）。小学校が72人（46%）、中学校が47人（30%）、高等学校が39人（25%）だった。

《田村麻里子》

教員免許更新制・休校ガイドライン…先週の教育業界ニュースまとめ読み

その他アクセスランキング

1 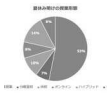
【独自調査】新学期の教員ワクチン接種率は約6割、行政主導の対応求める声目立つ

2 【緊急調査】先生のワクチン接種状況と夏休み明けの対応

3
低年齢層のコロナ対策、学校行事や部活動…国立感染研が提言

4
QS世界大学ランキング2022、国内大学は48%が順位下降

5
遠隔授業での教科書利用、2021年度からの金額が決定

アクセスランキングをもっと見る →

ニュースリリース

２０２１年8月１０日

報道ご関係者各位

ＵＡゼンセン日本介護クラフトユニオン
会 長　　染川　朗

『介護現場のワクチン接種状況』を調査

在宅系の介護従事者ワクチン接種 進まず

全国の介護従事者 約８万６，０００人が集まる職業別労働組合 日本介護クラフトユニオン（ＮＣＣＵ）は、『介護現場のワクチン接種状況』について調査を実施しました。

昨年末、国は新型コロナワクチンを医療従事者等に優先接種する方針を示し、今年２月から接種が始まりました。その後、65 歳以上の高齢者へ接種が行われ、続いて基礎疾患を持つ方、さらに高齢者施設等の従事者についても優先接種が行われることとなりました。しかし、この「高齢者施設等の従事者」に「在宅系サービスの介護従事者」は含まれていませんでした。

そこで、ＮＣＣＵは、新型コロナワクチンの優先接種の対象を「高齢者施設の従事者」だけではなく、「在宅系サービスの介護従事者」も含めるよう、２月１８日、国に対し要望書を提出。その結果、厚生労働省は３月、在宅系サービスの介護従事者についても一定の条件をクリアした場合にワクチン優先接種の対象にすることを決定しました。

しかし、介護現場で働く組合員からは「在宅系サービスのワクチン接種がなかなか進まない」「感染者が増えるなか訪問介護を続けることに不安を感じる」などの声が、今なお寄せられています。

そこでＮＣＣＵは、介護現場における新型コロナワクチン接種がどの程度進んでいるのかを把握するために調査を実施しました。調査結果の詳細、およびＮＣＣＵ見解は次のページでご報告いたします。

調 査 概 要

■調査名：『介護現場のワクチン接種状況』
■期　　間：2021 年 7 月 14 日(水)～8 月 2 日(月)
■回 答 数：1,003 事業所
■調査方法：日本介護クラフトユニオン組合員が働く介護事業所（4,051 事業所）に FAX で調査用紙を送信。回答は事業所代表者が記入後、FAX にて返信。

本件に関するお問い合わせ　　**電話：０３－５７３０－９３８１**　（担当：小林、林）

NIPPON CARESERVICE CRAFT UNION
NCCU
SINCE 2000

ニュースリリース

『介護現場のワクチン接種状況』調査

■実施期間:2021 年 7 月 14 日(水)～8 月 2 日(月)
■回 答 数:1,003 事業所
■調査方法:日本介護クラフトユニオン組合員が働く介護事業所(4,051 事業所)に FAX で調査用紙を送信。回答は事業所代表者が記入後、FAX にて返信。

Q.自治体が行う優先接種の対象事業所として、
新型コロナウイルスのワクチン接種は終わりましたか？

回答のあった全事業所

	%	事業所数
ワクチン接種 2 回全員終了	30.0%	301
ワクチン接種途中※	31.8%	319
ワクチン未接種	22.6%	227
優先接種の対象となっていない	12.0%	120
無回答	3.6%	36

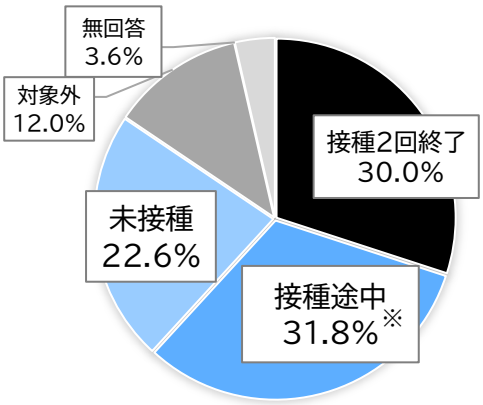

サービス別区分

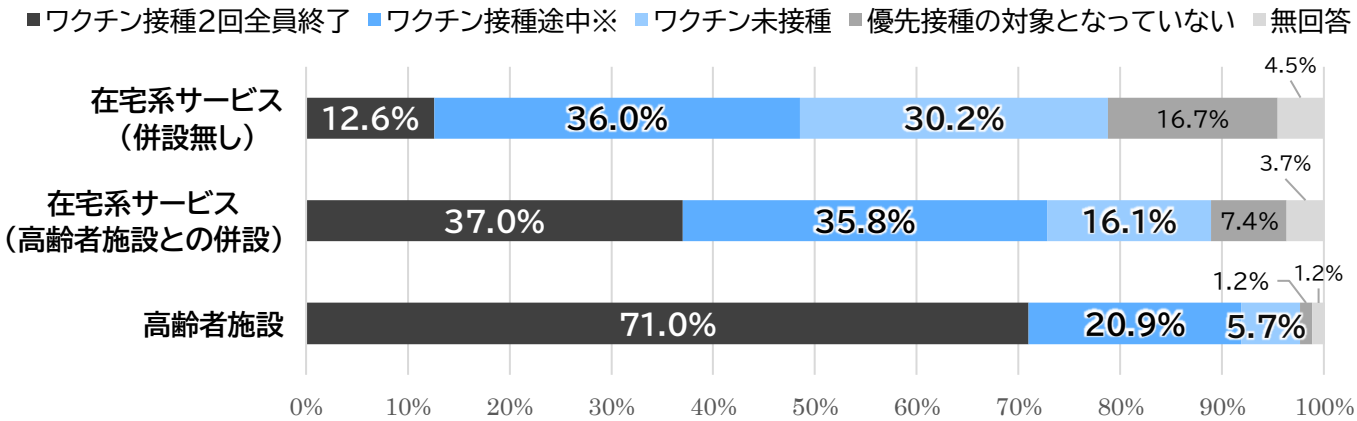

※ワクチン接種途中は、事業所内に 2 回接種終了者～未接種者が混在している状況

厚労相、自宅投与に前向き

カクテル療法「次の段階」

2021/8/27 22:11 (JST) | 8/27 22:25 (JST) updated

©一般社団法人共同通信社

トピック

新型肺炎

生活保護申請13.3%増

7人が新型コロナ、パラ関連

丸山元気騎手がコロナ感染

このトピックを見る ›

タグ

政治

東京五輪・パラリンピック特集

東京五輪・パラリンピックのニュースや写真を掲載

特集ページを見る

厚労省が新型コロナの治療に特例承認した、抗体カクテル療法の医薬品（中外製薬提供）

田村憲久厚生労働相は27日夜のBS—TBS番組で、新型コロナウイルス感染症の治療に使う抗体カクテル療法に関し、患者への自宅での投与に前向きな姿勢を示した。現在認めている宿泊療養施設での使用を進めつつ、開業医らでも安全に使えるめどが立てば「次の段階に入る」とした。

カクテル療法は重症化を抑える効果が期待され、軽症や中等症患者に使用する。副作用の懸念があるため、当初は入院患者に限定していたが、感染急拡大で入院できない患者が急増。医師が経過観察することを条件に、宿泊療養施設や外来診療でも認めた。

この記事はいかがでしたか？

共同通信 ›

国内外、旬のニュースを的確に、いち早くお届けします。

令和３年８月31日（火）官房長官発言

２点目であります。既に新学期が始まっている学校もありますが、明日（９／１）から学校が始まる地域も多いと思います。この機会に改めて、学校における感染防止対策、そして児童生徒の自殺対策について申し上げます。まず、学校における感染防止対策でありますが、……（中略）……一方で、学校で児童生徒や教職員の感染が確認された場合には、小学校等が休業になることも想定をされます。小学校休業等により、仕事を休まざるを得ない保護者への支援策については、今年度、厚生労働省の両立支援等助成金に新たに「新型コロナウイルス感染症対策特例」が設けられ、特別有給休暇を設ける事業主を支援をしております。小学校において、休業が増加する事態も想定し、個人からの申請に対応できる仕組みも含め、厚生労働大臣において検討が行われているところであります。保護者の皆さんにも御理解・御協力をいただきながら、新学期になって、学校で感染が広がらないよう、また、感染が発生した場合にも迅速に的確な対応が行われるよう、取り組んでまいりたいと思います。

緊急事態拡大 夏休み延長の自治体も

保護者休業助成 企業経由が不評

新型コロナ対応の緊急事態宣言と「まん延防止等重点措置」の対象地域が25日、拡大されることが決まった。対象地域では、子どもへの感染を防ぐため、学校の夏休みを延長する自治体も出ており、子どもの世話をするために仕事を休まざるを得ない保護者も増えそうだ。そうした保護者への支援制度はあるが、使い勝手が悪いとの指摘もあり、国の対応も問われる。

▼1面参照

政府対策分科会の尾身茂会長は25日の衆院厚生労働委員会で、「（学校を）始める時期をある程度延ばすことは各自治体の判断で検討する方がいい」とし、夏休み延長に触れた。すでに夏休みの延長を決め、幼稚園を臨時に休園する自治体も出始めている。

保護者向けには「両立支援等助成金」という支援制度がある。ただ、普通の有給休暇とは別に、学校の臨時休校で仕事を休まざるを得なくなった保護者に有休を与える制度を会社が持っていることが支給の条件だ。休んだ日の給与は会社が保護者に支払い、会社は保護者1人あたり5万円、計10人分まで国から助成を受けられる。

昨春、各地で実施された一斉休校の時には「小学校休業等対応助成金」という支援策が設けられた。これは、休校向けの特別な有休がない会社の場合も保護者自身が個人で申請でき、休んだ際に支払われなかった賃金が保護者に支給される制度だった。

それが4月にいまの個人申請できない制度に衣替えされた。厚生労働省は、政府が一斉休校を要請したときと違い、休校するかどうかは各自治体の判断なので、当時のような支援はできないと説明する。

しかし、現状では、勤め先に特別な有休制度がなければ、保護者は事実上、支援を受けられない。助成実績は「集計中」（同省）というが、利用した企業は限られるとみられる。このため、「首都圏青年ユニオン」などは6月下旬、もとの制度に戻すことを求める要望書を同省に提出している。今後、休校や休園が広がり、長引けば、国も対応を迫られる可能性がある。

（山本恭介）

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health , Labour and Welfare

Press Release

令和３年３月26日
【照会先】
雇用環境・均等局
職業生活両立課：佐藤、安部
（代表電話）03(5253)1111

報道関係者　各位

「小学校休業等対応助成金に係る特別相談窓口」について
～小学校休業等対応助成金「個人申請分」等の運用を開始します～

厚生労働省では、「小学校休業等対応助成金」(※)に関する相談に対応するため、「小学校休業等対応助成金に係る特別相談窓口」を、令和2年11月24日から令和3年3月31日までの期間、全国の都道府県労働局に設置しています。　※制度の対象となる休暇の取得期間は**令和2年2月27日～令和3年3月31日**です。

このことについて、以下のとおりとしますので、お知らせいたします。

1. 特別相談窓口の設置期間の延長

特別相談窓口の設置期間を、令和3年6月30日まで延長します。

2. 小学校休業等対応助成金の申請期限

令和2年9月30日までの休暇分は申請期限を経過しており、令和2年10月１日～同年12月31日の休暇分の申請期限は令和3年3月31日ですが、次のⅠ、Ⅱの場合は、申請期限経過後（令和3年6月30日まで）に申請することが可能です。

※　Ⅰ．労働者からの特別相談窓口への「（企業に）この助成金を利用してもらいたい」等のご相談に基づき、労働局が事業主への助成金活用の働きかけを行い、これを受けて事業主が申請を行う場合
　　Ⅱ．労働者が特別相談窓口へ相談し、労働局から助言等を受けて、労働者自らが事業主に働きかけ、事業主が申請を行う場合

3. 小学校休業等対応助成金「個人申請分」等の運用開始

労働局からの本助成金の活用の働きかけに事業主が応じていただけない場合に、
① 令和2年2月27日～同年3月31日の休みについては、本助成金を労働者が直接申請（個人申請分）
② 令和2年4月１日～令和3年3月31日の休みについては、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の仕組みにより労働者が直接申請
により給付する運用を、本日より開始します（申請期限は令和3年6月30日です）。

【対象】

以下を満たすことを前提に、上記①②の期間に応じて、各制度の支給要件を満たす場合に、各制度の支給対象となります。

- 助成金について労働局に労働者から相談があり、労働局から事業主に助成金活用・有給の休暇付与の働きかけを行ったものの、事業主がそれに応じなかったこと。
- 小学校等の臨時休業等のために仕事を休み、その休んだ日時について、通常通りの賃金等が支払われていない部分があること。
- 小学校休業等対応助成金（個人申請分）及び新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の申請に当たって、事業主記載欄の記載や証明書類の提供について、事業主の協力が得られること。また、②の期間の休業支援金・給付金の申請に当たっては、当該労働者を休業させたとする扱いに事業主が同意すること。

【申請先】

都道府県労働局「小学校休業等対応助成金に係る特別相談窓口」

※詳細は、別添のリーフレットをご参照ください。

＜参考：厚生労働省HP＞
・小学校休業等対応助成金の概要　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html
・新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の概要　https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html

事業主・労働者の皆さまへ

厚生労働省・都道府県労働局

小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口のご案内

小学校休業等対応助成金とは

小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話を行うため仕事を休まざるを得ない保護者に対して有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主に対して、休暇中に支払った賃金相当額(※)を支給する制度です。　※１日当たり8,330円（R2.4.1以降に取得した休暇は15,000円）が支給上限。

- **制度の対象となる休暇の取得期間は令和２年２月27日～令和３年３月31日**です（申請期限は下記）。

①令和２年２月27日～９月30日までの休暇	申請受付は原則として令和２年12月28日で終了
②令和２年10月１日～12月31日までの休暇	申請受付は原則として令和３年３月31日で終了
③令和３年１月１日～３月31日までの休暇	申請期限は令和３年６月30日

ただし、①②の期間については、次のⅠ、Ⅱの場合は申請期限を超過して申請することが可能（令和3年6月30日まで）です。詳細はホームページ（裏面記載）をご覧ください。

Ⅰ.労働者からの労働局の特別相談窓口への「（企業に）この助成金を利用してもらいたい」などのご相談に基づき、労働局が事業主への 助成金活用の働きかけを行い、これを受けて事業主が申請を行う場合

Ⅱ.労働者が労働局の特別相談窓口へ相談し、労働局から助言などを受けて、労働者自らが事業主に働きかけ、事業主が申請を行う場合

■労働者の皆さまへ

【相談窓口のご案内】

・都道府県労働局『**小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口**』は、「企業にこの助成金を利用してもらいたい」等、労働者の方からのご相談内容に応じて、**企業への特別休暇制度導入・助成金の活用の働きかけ等**を行っています。

⇨　**ご相談は裏面の相談窓口一覧まで**

■事業主の皆さまへ

【申請手続きおよび申請に関する相談窓口のご案内】

●申請手続き、助成金の**支給要件等の詳細**について、下記の**コールセンター**でご相談に対応しています。
助成金（事業主向け）の**申請書類は、**下記の**受付センターまで郵送**をお願いします。

●また、労働者の方からのご相談を受けて、都道府県労働局で事業主に助成金の活用の働きかけを行う場合、**申請書類の作成支援も全面的に行います。**

小学校休業等対応助成金（個人申請分）等のご案内

- **労働局からの本助成金の活用の働きかけに事業主が応じない場合に、以下の対応が可能です。**

①令和２年２月27日～同年３月31日の休み	本助成金を労働者が直接申請（**個人申請分**）
②令和２年４月１日～令和３年３月31日の休み	新型コロナウイルス感染症対応**休業支援金・給付金**の仕組みにより労働者が直接申請

- 労働者の方が利用を希望する場合、**都道府県労働局「小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口」にご連絡ください（裏面記載）**。まずは、労働局から事業主に、小学校休業等対応助成金の活用の働きかけを行います。それでも事業主が**助成金の活用に応じない場合**には、上記①②の期間に応じて、**労働者の方から各制度の支給申請ができるよう、労働局から事業主に必要な協力の働きかけ**を行います。

- 個人申請分等の詳細は、裏面をご参照ください。

申請方法等のお問い合わせ	【コールセンター】※小学校休業等対応助成金について 0120-60-3999（フリーダイヤル）受付時間９:00～21:00 ※土日祝日含む
労働者からのご相談	【都道府県労働局『小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口』】 全国の相談窓口を裏面に記載していますのでご参照ください。
小学校休業等対応助成金 **（事業主向け）** 申請書の提出先	【受付センター】 〒137-8691　新東京郵便局　私書箱132号　学校等休業助成金・支援金受付センター ※郵送先は厚生労働省・都道府県労働局ではありません。必ず配達記録が残る郵便（特定記録郵便やレターパックなど）で配送してください。 ※事業主向け助成金の申請書提出先であり、個人申請分の申請書提出先ではありません。

個人申請分等について

Q どのような場合に、小学校休業等対応助成金の個人申請分や休業支援金・給付金の対象となりますか？

A 以下を満たすことを前提に、**各制度の支給要件を満たす場合**に、**各制度の対象**となります。

① 労働者が労働局に小学校休業等対応助成金の相談を行い、 労働局が事業主に助成金活用・有給の休暇付与の**働きかけを行ったものの、事業主がそれに応じなかった**こと

② 新型コロナウイルス感染症への対応としての**小学校等の臨時休業等のために仕事を休み**（※１、２）、その**休んだ日時について、通常通りの賃金等が支払われていない**（※３）部分があること

※１　保育所等の利用を控える依頼への対応のためや、新型コロナウイルスに感染したおそれのある子どもの世話をするために休んだ場合を含みます。

※２　休むことを事業主に連絡しておらず、当該休みを事業主が事後的にも正当なものとして認めていない場合（いわゆる「無断欠勤」）は対象になりません。

※３　年次有給休暇を取得した部分は通常通りの賃金等が支払われているものと扱います。

③ 小学校休業等対応助成金の個人申請分および新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の申請に当たって、事業主記載欄の記載や当該労働者への証明書類の提供について、事業主の協力が得られること。また、令和２年４月以降分の休暇に係る新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の申請に当たっては、当該労働者を休業させたとする扱いに事業主が同意すること。

Q どこに申請すればよいですか？申請期限はいつですか？

A まずは、勤務先の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局「小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口」にご相談ください。**申請期限**（特別相談窓口の設置期限）**は令和３年６月30日です。**

◎事業主の皆様へのお願い

- 小学校休業等対応助成金の個人申請分や休業支援金・給付金には**事業主負担はありません**。
- 休業支援金・給付金の申請に当たり「休業させた」という取扱いすることもって**事業主の労働基準法第26条の休業手当の支払い義務について判断されるものではありません**。

⇨ 都道府県労働局から上記③のご協力を依頼した際には、このことをご理解いただき、**個人申請分や休業支援金・給付金の申請に当たってご協力をお願いします。**

その他の支給要件等は厚生労働省ホームページにて確認ください。

新型コロナ 休暇支援 検索

●小学校休業等対応助成金について　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

●新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金について　https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html

小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口（令和３年６月30日まで）

受付時間　8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	東　京	03-6867-0211	滋　賀	077-522-6648	香　川	087-811-8924
青　森	017-734-4211	神奈川	045-211-7380	京　都	075-241-0504	愛　媛	089-935-5222
岩　手	019-604-3010	新　潟	025-288-3501	大　阪	06-7660-0072 06-6949-6494	高　知	088-885-6041
宮　城	022-299-8834 022-299-8844	富　山	076-432-2740	兵　庫	078-367-0850	福　岡	092-411-4764
秋　田	018-862-6684	石　川	076-265-4429	奈　良	0742-32-0210	佐　賀	0952-32-7218
山　形	023-624-8228	福　井	0776-22-3947	和歌山	073-488-1170	長　崎	095-801-0050
福　島	024-536-2777	山　梨	055-225-2851	鳥　取	0857-29-1701	熊　本	096-352-3865
茨　城	029-277-8295	長　野	026-223-0551	島　根	0852-20-7007	大　分	097-532-4025
栃　木	028-633-2795	岐　阜	058-245-8124	岡　山	086-224-7639	宮　崎	0985-38-8821
群　馬	027-896-4739	静　岡	054-252-1212	広　島	082-221-9247	鹿児島	099-223-8239
埼　玉	048-600-6210	愛　知	052-857-0313	山　口	083-995-0390	沖　縄	098-868-4380
千　葉	043-306-1860	三　重	059-226-2110	徳　島	088-652-2718		

厚生労働省　都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

令和３年３月作成

事業主の皆さまへ

両立支援等助成金　育児休業等支援コース
「新型コロナウイルス感染症対応特例」のご案内

新型コロナウイルス感染症への対応として、臨時休業等をした小学校等に通う子どもの世話を行う労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主は助成金の対象となります。

助成額	**１人あたり５万円 １事業主につき10人まで（上限50万円）**

主な支給要件

① **次のどちら**も実施されていること。

（イ）小学校等（小学校、保育園、幼稚園など）が臨時休業等になった場合、及び子どもが新型コロナウイルス感染症に感染した又はその恐れがある等の場合に、子どもの世話を行う必要がある労働者が、特別有給休暇（賃金が全額支払われるもの）を取得できる制度の規定化。

（ロ）小学校等が臨時休業等した場合でも勤務できる両立支援の仕組みとして、次のいずれかの社内周知。

- テレワーク勤務
- 短時間勤務制度
- フレックスタイムの制度
- 始業又は終業の時刻を繰り上げ又は繰り下げる制度（時差出勤の制度）
- ベビーシッター費用補助制度　等

② 労働者一人につき、①の（イ）に定めた特別有給休暇を４時間以上取得したこと。

申請期間

特別有給休暇を取得した日付に応じて申請期間が異なります。

特別有給休暇を取得した日	申請期間
令和３年４月１日～令和３年６月30日	令和３年４月１日～令和３年８月31日
令和３年７月１日～令和３年９月30日	令和３年７月１日～令和３年11月30日
令和３年10月１日～令和３年12月31日	令和３年10月１日～令和４年2月28日
令和４年１月１日～令和４年３月31日	令和４年１月１日～令和４年５月31日

申請先・問い合わせ先

本社を管轄する**都道府県労働局雇用環境・均等部（室）**
本助成金は事業所単位ではなく、**事業主単位での申請**となります。

両立支援等助成金
ホームページはこちら

関連制度

「働き方改革推進支援助成金」労働時間短縮・年休促進支援コース　**（申請期限：令和3年11月30日）**

新型コロナウイルス感染症対応のための特別休暇制度の導入も支給対象となります。
詳しい支給の要件や手続きについては、厚生労働省ホームページをご参照いただくか、管轄の都道府県労働局雇用環境・均等部（室）へお問い合わせください。

働き方改革推進支援助成金
ホームページはこちら

雇用環境・均等局　令和３年８月作成